

監査結果に対する措置状況

監査の種類	財政援助団体等監査			
監査実施期間	令和3年7月16日(金)～8月24日(火)			
監査対象 (所管部課)	玉櫛小学校区地域協議会 (市民文化部 市民協働推進課)			
指摘事項		講じた措置又は経過の報告		
1	<p>収支決算書に記載の数値が誤っていました。 また、科目ごとの額について、収支決算書の額と入出金伝票の合計額とが一致しない事例が見受けられました。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和3年9月10日</td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和3年9月10日
		措置状況	措置済 令和3年9月10日	
<p>入出金伝票及び収支決算書の内容について、会計担当者及び責任者で適宜確認を行い、誤りが生じない適切な会計処理を行うよう徹底いたします。</p>				
2	<p>指定管理者は、翌年度における年度計画書、当該年度における事業報告書を市に提出しなければならない(基本協定書第28条及び第30条)としています。年度計画書及び事業報告書を提出すべきところ、代わりに総会資料を提出していました。総会資料は基本協定に基づくものではありませんので、規定の文書を提出してください。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和3年9月10日</td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和3年9月10日
		措置状況	措置済 令和3年9月10日	
<p>今後は、基本協定書第28条及び第30条に基づき、年度計画書及び事業報告書について、総会資料とは別に作成し、市に提出するよう徹底いたします。</p>				
3	<p>利用料金収入や冷暖房収入について、収入として全額を預金口座に入金すべきところ、小口の支払いに充用しており、小口現金と同一の帳簿で管理していました。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和3年9月10日</td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和3年9月10日
		措置状況	措置済 令和3年9月10日	
<p>利用料金収入及び冷暖房収入については、小口現金とは分けて管理いたします。また、出納簿もそれぞれ作成いたします。</p>				
4	<p>利用料金の入金伝票は、利用者から受け取った利用料金のみで金額で作成すべき伝票です。しかしながら、消耗品費等の支出と相殺後の金額で作成している事例が多数見受けられました。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和3年9月10日</td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和3年9月10日
		措置状況	措置済 令和3年9月10日	
<p>入金伝票と出金伝票は分けて起票処理を行うようミーティング等において共有し、今後は適切な会計処理を行うよう徹底いたします。</p>				

監査結果に対する措置状況

監査の種類	財政援助団体等監査	
監査実施期間	令和3年7月16日（金）～ 8月24日（火）	
監査対象 （所管部課）	玉櫛小学校区地域協議会 （市民文化部 市民協働推進課）	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>会計事務において、経理の正確性は重要です。そのためにも証拠となる書類を作成し、責任者に確認を求めることは、事故防止に有効な方法であると考えられます。</p> <p>入金から出金を差し引いた額で伝票を作成している事例、また、金額の根拠を証明する資料の添付や説明がなされていない事例が多数見受けられました。</p> <p>伝票は、収支を分けて、個々の取引ごとに作成するとともに、金額の根拠を明確にし、明瞭で適切な会計処理となるようにしてください。</p>	<p>今後は、入金伝票と出金伝票は分けて起票処理を行い、入出金明細の記入及び金額の根拠となる資料添付を徹底いたします。</p>
2	<p>収入処理が完了していないため手元で一時保管している利用料金や冷暖房収入を、小口現金として支払いに充てていました。</p> <p>利用料金等収入は、収入として預金口座に預けるまで、支払いに使用することは適切ではありません。一方、小口現金は、当座の少額支払いのために管理している現金です。</p> <p>利用料金等収入と小口現金とは分けて管理し、帳簿もそれぞれ作成してください。</p>	<p>利用料金収入及び冷暖房収入については、小口現金とは分けて管理いたします。また、出納簿もそれぞれ作成いたします。</p>
3	<p>スタッフ等に支払う報償金についての規程が明文化されていませんでした。報償金を支払う種別や金額などが明確になるよう、規程を作成してください。</p>	<p>報償費の取扱いについて、総会等において協議を行い、明文化いたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	財政援助団体等監査		
監査実施期間	令和3年7月16日（金）～ 8月24日（火）		
監査対象 （所管部課）	市民文化部 市民協働推進課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	指定管理者は、翌年度における年度計画書、当該年度における事業報告書を市に提出しなければならない（基本協定書第28条及び第30条）としているが、提出を受けていなかった。	措置状況	措置済 令和3年9月10日
		年度計画書及び事業報告書について、総会資料とは別に作成し、提出してもらうよう徹底いたします。また、提出のあった報告書等について、收受手続きを徹底いたします。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	財政援助団体等監査	
監査実施期間	令和3年7月16日（金）～ 8月24日（火）	
監査対象 （所管部課）	市民文化部 市民協働推進課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>今回の監査実施にあたり、本年4月1日付けの通知において指定管理者及び市に対し監査実施通知を行い、併せて資料の提出を求めたが、7月16日の提出期限に対し、全ての資料が提出されたのが7月29日であり、10日以上遅延し、監査業務に支障を与えた。</p> <p>指定管理者の資料提出は担当課を通じて行うよう通知していたため、担当課を経由して提出されているが、指定管理者と担当課との間で資料受渡しの記録がなく、遅延したことの責任がどちらにあるのか曖昧であった。監査資料については提出期限を厳守されたい。</p>	<p>提出締切を厳守いたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	財政援助団体等監査		
監査実施期間	令和3年7月16日(金)～8月24日(火)		
監査対象 (所管部課)	雲見坂広場実行委員会 (健康医療部 長寿介護課)		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	団体の会則によると、事業年度は4月1日から3月31日とされていますが、令和2年度の収支決算書に令和元年度の2月分と3月分の収入、支出が含まれていました。年度区分は適切に分けてください。	措置状況	措置済 令和3年 10月 1日
		コミュニティデイハウスの移行新設に伴う先行準備のイレギュラーな状況に対応の為の知識不足でした。 年度区分は確かかつ明確に措置いたします。	
2	複数の一時借入金の案件がありましたが、一時借入金台帳を作成していませんでした。	措置状況	措置済 令和3年 10月 1日
		今後借入れ金等発生時は、借入金台帳を作成し、管理いたします。	
3	入金が発生した際には、手元に現金を保管せず、できるだけ速やかに街デイ・コミデイの専用口座へ入金してください。(小口現金と一括にして扱わないようにしてください。)(街かどデイハウス・コミュニティデイハウス監査・会計に関する事務について)とされていますが、利用料、食事代の入金を小口現金出納簿で行い、小口現金として取扱っていました。	措置状況	措置済 令和3年 10月 1日
		利用料・食事代金等の入金は、毎週専用口座に入金し、小口現金とは別管理といたします。	
4	収支決算書に記載されているAED(開設補助)の金額が、領収書の金額と一致していませんでした。	措置状況	措置済 令和3年10月 1日
		今後このようなことがないように確認を徹底します。	
5	収支決算書に記載されている備品購入費の合計金額が誤っていました。	措置状況	措置済 令和3年10月 1日
		今後このようなことがないように確認を徹底します。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	財政援助団体等監査		
監査実施期間	令和3年7月16日(金)～8月24日(火)		
監査対象 (所管部課)	雲見坂広場実行委員会 (健康医療部 長寿介護課)		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
6	事業実施計画書、事業実施報告書に記載されている実施施設の有効利用面積と事業用建物賃貸借契約書に記載されている床面積が相違していました。	措置状況	措置済 令和3年 10月 1日
		正しい増改築後の平米数で契約書を改訂しました。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類		財政援助団体等監査	
監査実施期間		令和3年7月16日（金）～ 8月24日（火）	
監査対象 （所管部課）		雲見坂広場実行委員会 （健康医療部 長寿介護課）	
委員意見		今後の方針等	
1	小口現金の保管額が高額です。高額の現金を保管することはリスクが高いため、取扱金額について、必要最小限となるよう検討してください。	小口現金の保管上限額を10万円と定め、運用規定を規約に定めて運用いたします。	
2	小口現金とは、都度発生する少額の支払いに対応するために便宜上保管しておく現金のことです。支払いに期日が設けられるような請求や人件費の支払いは、別に出金、支払処理をするものであり、小口現金から支払いするものではありません。しかしながら、小口現金から設備費や人件費、借入金返済等の適切ではない高額の出金が見受けられました。	支払い期日が設けられるような請求や人件費等多額の支払いはその都度口座から出金支払処理をし、別途帳簿を作成します。	
3	現金出納簿、小口現金出納簿について、事故防止の観点から、権限者が都度確認し、確認印を押印すること等を検討してください。	現金出納簿、小口現金出納簿について、会長がその都度確認し、確認印を押印する事といたします。	
4	一時借入金の返済に際しての謝礼や、スタッフに対する慰労金が支払われていますが、金額の根拠が明示されていませんでした。会則では、会長が諸般の事情を勘案し金額を決定すると規定されていますが、決定した記録を作成しておらず、補助金の目的に沿った執行とはいえないので、このような支出は慎むとともに、規定を見直してください。	一時借入金の返済に際しての謝礼や、スタッフに対する慰労金支出の金額については、役員会で決定する事と改め、決定した会議の議事録は記録に残し、規約の見直しをいたします。	
5	本件事業の収支決算に用途不明金が発生していました。速やかに原因を究明し、担当課と対応について協議するとともに、今後そのような問題の発生しない経理の体制を整えてください。	担当会計に一任せず、関係帳簿全般を会長が毎週点検確認いたします。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	財政援助団体等監査		
監査実施期間	令和3年7月16日(金)～8月24日(火)		
監査対象 (所管部課)	健康医療部 長寿介護課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査し、相当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定する（茨木市コミュニティデ イハウス事業補助要綱第13）としているが、実績報告書の添付書類である事業実施報告書で、人件費が補助基準額120万円を超えている事案について、内容を審査していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和3年10月7日
		<p>人件費の補助金額が補助基準額を超えている事案についても、内容を審査するよう改めます。</p>	



監査結果に対する措置状況

監査の種類	財政援助団体等監査	
監査実施期間	令和3年7月16日（金）～ 8月24日（火）	
監査対象 (所管部課)	健康医療部 長寿介護課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>本件事業の収支決算に用途不明金が発生していた。補助金額の算定に影響はないとのことだが、公金である補助金の用途に不明があることは大きな問題である。速やかに原因を究明させるとともに、対応を検討されたい。また他の団体についても同様の問題が発生していないか確認されたい。</p>	<p>予備費計上分については詳細を確認できていませんでした。          今後はこのようなことがないように確認を徹底いたします。          他の団体に同様の事案がないか確認を行います。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	財政援助団体等監査	
監査実施期間	令和3年7月16日（金）～ 8月24日（火）	
監査対象 （所管部課）	株式会社Next Edge （こども育成部 学童保育課）	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>本件財政援助団体等監査について、令和3年4月1日付け茨監第8号で、令和2年度の茨木市放課後児童健全育成事業補助金について監査を行う旨を通知し、併せて7月16日までに関係資料の提出を求めました。監査委員事務局で予備監査を行ったところ、提出された収支決算書、各種帳簿及び証憑書類に計数の誤りや不一致、対象外経費の混入等が多数見受けられました。</p> <p>貴社からの説明は、内容が二転三転するなどはなはだ不完全であり、大半の疑義は解消されず、現在提出されている全ての資料について、正確性に欠けることが明白となりました。</p> <p>このような状況下、補助金の執行がその目的に沿ったものであるか、効率的かつ効果的であるかを監査できる状態にはないものとの判断に至りました。</p> <p>速やかに正確な収支決算書を作成し、証憑書類とともに茨木市放課後児童健全育成事業補助要綱第10の審査に付すことを求めます。</p>	<p>弊社は、この度の財政援助団体等監査により、委員の皆様からのご指摘ご指導を真摯に受け止め、今後の学童保育事業の更なる質の向上に努めていく所存であります。具体的には、2021年9月10日以降に茨木市こども育成部学童保育課様よりご提示頂いた補助金の手引き（マニュアル及び様式含む）に則り、次年度以降の収支決算書並びに各種帳簿類・証憑書類を正確に提出できる体制（税理士及び社会保険労務士等の専門家含む）を早急に実施して参ります。</p> <p>また監査対象であった令和2年度の関係書類に関しては2021年9月10日以降に茨木市こども育成部学童保育課様よりご提示頂いた手引きに沿って改めて整備等を進めているところでございます。</p> <p>以下は些か弊社の釈明ともなりますが、この度の監査を通じて弊社としての反省を踏まえての弁を述べさせて頂きたくお願い申し上げます。弊社の取り組みは運営規定に基づく運営の目的や運営の方針はもとより「子供たちがチャレンジできる環境作り、「やってみよう！」が日常となる教室作り」を指すものであります。そして、何よりもまず子供たちが楽しく学べるよう、興味関心をベースに学ぶ「プロジェクト型学習」を取り組み、「教育と社会の接続をなめらかにする」為、全ての子供たちが社会に通じるスキルの習得を目標としての活動であります。また、これらの取り組みを実施するにあたり、保護者様への経済的負担軽減等を目的としての補助金の申請であり、決して茨木市放課後児童健全育成事業補助金の制度や目的を軽んじる思いは、微塵もございません。それ故、弊社と致しましては、2019年より補助対象の経費の種類、領収書をはじめとする証憑書類の取り扱い（提出方法・保管方法等）についても茨木市の担当部署の方に都度お問合せをさせて頂き、回答のご指示に準じてきたつもりでございました。然しながら、この度の監査を通じて弊社の認識の甘さを再認識したものであります。今回の弊社の帳票書類等の不備は、わたくし共がメール・電話等での担当部署様からの回答を正確に理解できていなかった事に端を発するものです。今後は、今回初めて茨木市様より報告手順のルールや明確な証憑書類の保管並びに作業手順を「手引書」として頂いたことに感謝し、二度とこの様な事とならない為に全力で取り組む事をお約束させて頂きます。</p> <p>何卒、今後ともご指導ご鞭撻頂けますよう心よりお願い申し上げます。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	財政援助団体等監査	
監査実施期間	令和3年7月16日（金）～ 8月24日（火）	
監査対象 （所管部課）	こども育成部 学童保育課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>本来、実績報告書は、それに基づいて支出する補助金額を確定させる重要な書類であり、内容の正確性は、公金支出の判断に欠くことのできない重要な要件である。</p> <p>本件補助金事業においては、補助団体から担当課に提出された実績報告書が著しく不正確であり、監査できる状態には到底及ばないものであった。このような状態で、実績報告書が適正であるとして補助金が支出されているが、これは計数確認や帳簿・証憑書類との照合が不十分なことによるものである。担当課においては、実績報告書の審査を、必要かつ十分な検証のもとに行っていたとすることはできない。</p> <p>公金の取扱いについて認識を改め、審査体制の改善を図られるとともに、支出した補助金の取扱いについても対応を検討されたい。</p> <p>また、他の団体についても会計処理が適切であったか確認されたい。</p>	<p>茨木市に放課後児童健全育成事業開始届を提出している事業者に対し「放課後児童健全育成事業補助金申請の手引き」（以下、「手引き」という）を配付し、その手引きにおいて決算書等様式の統一、対象経費の範囲及び決算書の根拠資料の提出方法の明確化を行いました。</p> <p>今後は手引きに基づいて提出された決算書とその証憑書類の審査を適切に行った上で補助金の支出を行います。</p> <p>また、本監査対象団体について、手引きを基に令和2年度決算書とその根拠資料と併せて再提出させ補助金額の再算定を行い、必要に応じて補助金の返還を求めます。</p> <p>他の団体に対しても、今後手引きを基に審査し、指導を行い適切な補助金執行に努めます。</p>
2	<p>放課後児童健全育成事業は、担当課による補助金申請団体についての事業実施団体としての適性の審査が不十分であったと言わざるをえない。特に、株式会社であるにもかかわらず、定款に放課後児童健全育成事業を行う旨の記載がなかった事例が挙げられる。</p> <p>担当課においては、補助金交付事務が公金を取り扱っていることを十分に意識して、厳格な審査を徹底されたい。</p>	<p>今後は放課後児童健全育成事業開始届提出の際に確認すべき事項を挙げた「放課後児童健全育成事業開始届チェックリスト」を作成し、厳正な審査を実施いたします。</p> <p>また、施設を訪問し「茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に則った運営を行っているか確認を行います。</p>